

令和3年（2021年）

旭川市議会議案

第4回定例会

令和3年11月30日開会

令和3年 月 日閉会

令和3年度旭川市一般会計補正予算について

令和3年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和3年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和3年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和3年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旭川市特別職の職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(副市長の給料)

第2条 令和2年12月13日に選任された副市長の令和4年1月分の給料月額については、旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）附則第4項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

副市長の給与の特例について定めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市都市計画法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市都市計画法施行条例（平成13年旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第8号中「市長が告示する」を「原則として、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域であって、市長が定める」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項第8号の規定により土地の区域を定めたときは、その旨を告示するものとする。

第2条 旭川市都市計画法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第8号中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

都市計画法施行令の一部改正等に伴い、旭川市都市計画法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津 寛 介

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（説 明）

特定任期付職員の期末手当の支給率を改定するために、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

附則第15項中「及び次項」を「から第17項まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

17 令和4年1月1日において附則第10項第2号又は第3号に掲げる職員に該当する職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び前2項の規定による号給の調整を考慮して調整の必要があるものとして市長が別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給（職員の調整考慮事項及び前2項の規定による号給の調整を考慮して特に調整の必要があるものとして市長が別に定める職員にあつては、1号給）上位の号給とする。

第2条 旭川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を

「100分の67.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「又は第16項」を「から第17項まで」に改める。

(説 明)

期末手当の支給率を改定する等のために、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和39年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第10項」を「附則第11項」に改める。

附則第8項中「及び次項」を「から第10項まで」に改める。

附則第12項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の1項を加える。

- 10 令和4年1月1日において附則第5項第2号又は第3号に掲げる職員に該当する職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び企業職員医療職給料表の適用を受けるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び前2項の規定による号給の調整を考慮して調整の必要があるものとして管理者が別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給（職員の調整考慮事項及び前2項の規定による号給の調整を考慮して特に調整の必要があるものとして管理者が別に定める職員にあつては、1号給）上位の号給とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

号給の調整に係る規定を整備するために、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「, 6月に支給する場合には100分の222.5, 12月に支給する場合には100分の207.5」に改める。

附則第2項中「6月に支給する期末手当に関する第4条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第2条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「, 6月に支給する場合には100分の222.5, 12月に支給する場合には100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附則第2項中「第4条第2項」を「6月に支給する期末手当に関する第4条第2項」に、「100分の222.5」を「100分の215」に、「100分の192.5」を「100分の185」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するために、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和46年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「100分の222.5」を「, 6月に支給する場合においては100分の222.5, 12月に支給する場合においては100分の207.5」に改める。

附則第2項中「6月に支給する期末手当に関する第3条の4第2項」を「第3条の4第2項」に改める。

第2条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「, 6月に支給する場合においては100分の222.5, 12月に支給する場合においては100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附則第2項中「第3条の4第2項」を「6月に支給する期末手当に関する第3条の4第2項」に、「100分の222.5」を「100分の215」に、「100分の192.5」を「100分の185」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定するために、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年旭川市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1の3の項中「児童福祉法による」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定，」に，「身体障害者手帳若しくは」を「身体障害者手帳，」に，「精神障害者保健福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者」に，「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」を「知的障害者福祉法」に改め，同表の5の項及び7の項中「外国人生活保護関係情報」を「障害児等関係情報，障害者関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め，同表の10の3の項中「障害者関係情報」を「障害児等関係情報，障害者関係情報」に改め，同表の13の項中「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」を「障害児等関係情報」に改め，同表の14の項中「又は子ども・子育て支援関係情報」を「，子ども・子育て支援関係情報又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報」に改め，同表の16の項中「障害者関係情報」を「障害児等関係情報，障害者関係情報」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第1条の規定は，令和3年9月1日から適用する。

(説 明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正等に
伴い，旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとする
ものである。

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の旭川市国民健康保険条例の規定は、令和4年1月1日以後に支給すべき事由が生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

（説 明）

出産育児一時金の額を改定するために、旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「第3項まで」を「第5項まで」に、

「

52,500円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関から長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の長期使用構造等に関する基準（以下「長期使用構造等に関する基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあつては16,500円、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「評価書」という。）の交付を受けた場合にあつては18,500円）
110,000円 （適合証の交付を受けた場合にあつては25,800円、評価書の交付を受けた場合にあつては50,500円）

170,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては40,100
円, 評価書の交付を受け
た場合にあつては
81,000円)

347,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては66,000
円, 評価書の交付を受け
た場合にあつては
152,000円)

637,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては103,000
円, 評価書の交付を受け
た場合にあつては
255,000円)

1,102,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては155,000
円, 評価書の交付を受け
た場合にあつては
368,000円)

2,060,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては259,000
円, 評価書の交付を受け
た場合にあつては
654,000円)

2,928,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては316,000
円, 評価書の交付を受け
た場合にあつては
843,000円)

3,598,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては355,000
円, 評価書の交付を受け
た場合にあつては
1,020,000円)

81,500円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては26,200
円)

168,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては41,100
円)

	259,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては64,500 円)
	526,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては106,000 円)
	964,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては167,000 円)
	1,662,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては251,000 円)
	3,099,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては419,000 円)
	4,405,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては511,000 円)
	5,399,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては577,000 円)
認定を受けた長期優良住宅建築等計画に係る住宅 の建築に関する工事の着手予定時期若しくは完了 予定時期又は譲受人の決定の予定時期についてのみ 変更する場合	1戸につき 950円

」を

「

53,900円 (住宅の品質確保の促進 等に関する法律(平成11 年法律第81号)第6条 の2第5項の確認書又は 住宅性能評価書(以下 「確認書等」という。) の交付を受けた場合に あつては17,300円)

111,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては26,200円)
173,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては40,700円)
352,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては67,000円)
647,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては104,000円)
1,118,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては157,000円)
2,090,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては262,000円)
2,971,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては320,000円)
3,650,000円 (確認書等の交付を受け

	た場合にあつては 361,000円)
	84,200円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては27,700円)
	172,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては42,100円)
	265,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては66,000円)
	538,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては109,000円)
	985,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては171,000円)
	1,699,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては256,000円)
	3,169,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては428,000円)
	4,504,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては523,000円)
	5,521,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては590,000円)
認定を受けた長期優良住宅建築等計画に係る住宅の建築に関する工事の着手予定時期若しくは完了予定時期又は譲受人の決定若しくは管理者等の選任の予定時期についてのみ変更する場合	1戸又は1棟につき 960円

」に、

「

28,600円
(長期使用構造等に関する

る基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合、長期使用構造等に関する基準に係る変更のない場合（以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。）又は評価書の交付を受けた場合にあつては、10,600円)

60,000円
(適合証の交付を受けた場合等にあつては17,900円、評価書の交付を受けた場合にあつては30,200円)

94,300円
(適合証の交付を受けた場合等にあつては29,000円、評価書の交付を受けた場合にあつては49,400円)

186,000円
(適合証の交付を受けた場合等にあつては45,800円、評価書の交付を受けた場合にあつては89,300円)

343,000円
(適合証の交付を受けた場合等にあつては75,800円、評価書の交付を受けた場合にあつては152,000円)

593,000円
(適合証の交付を受けた場合等にあつては119,000円、評価書の交付を受けた場合にあつては226,000円)

1,099,000円
(適合証の交付を受けた場合等にあつては199,000円、評価書の交付を受けた場合にあつては396,000円)

1,550,000円
(適合証の交付を受けた場合等にあつては243,000円、評価書の交付を受けた場合にあつては507,000円)

	1,889,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては268,000円, 評価書の交付を受けた場合にあつては601,000円)
	44,400円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては16,700円)
	91,800円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては28,100円)
	143,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては45,600円)
	282,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては72,700円)
	518,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては120,000円)
	894,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては188,000円)
	1,653,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては313,000円)
	2,330,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては383,000円)
	2,835,000円 (適合証の交付を受けた場合等にあつては424,000円)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1戸につき 1,700円
	1戸につき 1,700円

」を

「

29,300円 (確認書等の交付を受けた場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の長期使用構造等に関する基準に係る変更のない場合(以下「確認書等の交付を受けた場合等」という。)にあつては、11,100円)
60,900円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては18,100円)
95,700円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては29,400円)
189,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては46,500円)
348,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては77,000円)
601,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては121,000円)
1,115,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては202,000円)

1,573,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
247,000円)

1,917,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
272,000円)

45,800円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
17,500円)

94,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
28,700円)

146,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
46,700円)

288,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
74,500円)

530,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
122,000円)

914,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
192,000円)

1,691,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
320,000円)

2,382,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
392,000円)

2,899,000円
(確認書等の交付を受けた場合等にあつては
434,000円)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1戸又は1棟につき 1,720円
	1戸又は1棟につき 1,700円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 147,000円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市手数料条例別表の規定は、令和4年2月20日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例

旭川市水道事業等給水条例（昭和33年旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第20条第1項中「次の表に規定する基本料金と超過料金」を「第1号の表に規定する基本料金と第2号の表に規定する従量料金」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金 (1月につき)
50ミリメートル以下	860円
75ミリメートル及び100ミリメートル	1,320円
150ミリメートル	2,700円
200ミリメートル	3,270円
250ミリメートル	6,340円
備考 臨時用については、メーターの口径に応じた基本料金に4,000円を加算する。	

(2) 従量料金

用途	使用水量 (1月につき)	従量料金
一般用（家）	1立方メートルから8立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	41円

事用)	8立方メートルを超える分は1立方メートルにつき	166円
一般用（家事用以外） 及び臨時用	1立方メートルから8立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	41円
	8立方メートルを超え20立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	166円
	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	204円
	50立方メートルを超え200立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	245円
	200立方メートルを超える分は1立方メートルにつき	257円

第20条第2項を削る。

第23条第1項中「料金は」を「基本料金は」に改め、同項第1号中「超えないで使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の」を「超えないときは、」に改め、同項第2号中「超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは、1か月分として算定した金額」を「超えたときは、1月分」に改め、同条第2項中「用途」を「メーターの口径又は用途（以下「用途等」という。）」に、「料率」を「用途等」に改める。

第25条中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前回点検した日が令和4年7月1日前であって、同年8月31日までに点検した使用水量に係る料金については、この条例による改正後の旭川市水道事業等給水条例第20条及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

水道料金を改定する等のために、旭川市水道事業等給水条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市下水道条例の一部を改正する条例

旭川市下水道条例（昭和38年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第19条第1項中「超過使用料」を「従量使用料」に改め、同項の表を次のように改める。

基本使用料 (1月につき)	従量使用料 (1月につき)	
	用途	使用料
1,026円	家事用	汚水排出量が1立方メートルから8立方メートルまでの分は1立方メートルにつき 10円
		汚水排出量が8立方メートルを超える分は1立方メートルにつき 156円
	家事用以外	汚水排出量が1立方メートルから8立方メートルまでの分は1立方メートルにつき 10円
		汚水排出量が8立方メートルを超え20立方メートルまでの分は1立方メートルにつき 156円
		汚水排出量が20立方メートルを超え50立方メートルまでの分は1立方メートルにつき 183円
		汚水排出量が50立方メートルを超え200立方メートルまでの分は1立方メートルにつき 251円
		汚水排出量が200立方メートルを超える分は1立方メートルにつき 275円

第20条第1項中「使用料の算定」を「基本使用料」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 月の下水道の使用日数（以下「月の使用日数」という。）が15日を超えないとき 2分の1

(2) 月の使用日数が15日を超えたとき 1月分

第20条第2項中「使用料の算定」を「従量使用料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前回算定した日が令和4年7月1日前であって、同年8月31日までに算定した污水排出量に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市下水道条例第19条及び第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

下水道使用料を改定する等のために、旭川市下水道条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 当分の間、第3条第3項第3号の規定の適用については、同号中「6床」とあるのは、「9床」とする。

附 則

この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第27条の規定による許可を受けた日から施行する。

（説 明）

感染症病床数の特例を定めるために、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

鷹栖町との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更等）

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

乙 鷹栖町
鷹栖町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

創業支援事業	取組の内容	圏域における経済の活性化と雇用の確保を図るため，甲の区域にある創業支援事業者等との連携により，圏域内の創業希望者に対し，窓口相談，創業セミナー等の実施，インキュベーション施設の提供等の創業に係る総合的な支援を行う。
	甲の役割	甲の区域内の創業希望者からの初期の相談対応，特定創業支援等事業に係る支援を受けた者であることの証明等を行うとともに，創業支援事業者等と連携して総合的な創業支援体制を構築する。
	乙の役割	乙の区域内の創業希望者からの初期の相談対応，特定創業支援等事業に係る支援を受けた者であることの証明等を行う。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため，一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下，圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに，あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして，デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し，支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに，当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し，当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し，一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

(2) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し，滞在型観光を促進するため，広域観光ホームページによる情報発信，圏域の観光施設等を整備・活用し，観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて，甲に対し，情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当

		たり，甲と協力して取り組む。
--	--	----------------

(3) その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング 促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し，圏域の求職者及び企業に対し，実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに，高校生等に対し，地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため，甲の中心市街地において，eスポーツ拠点，プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し，圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに，eスポーツをきっかけとして若者が集い，新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や，観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民，観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し，利用を促進するとともに，ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民，観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し，利用を促進するとともに，乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため，隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し，調査，検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け，利用実態調査，利用者意見の収集，利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに，民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し，公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。

	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
旭川空港の利用拡大	取組の内容	旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。
	甲の役割	旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。
	乙の役割	旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。
鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	甲の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	乙の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。 甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制

		で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

イ 福祉

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
子育て支援員の養成	取組の内容	圏域の保育や子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした旭川市子育て支援員研修を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する子育て支援員研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
消費生活相談事業	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問合せを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実に資する。
	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育・文化・スポーツ

多様な生涯学習 機会の拡充	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、圏域自治体を実施する生涯学習講座の相互情報提供を行うとともに、圏域住民を対象とする広域的な講座等を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 圏域の講座情報等を集約し、圏域住民に情報を提供する。 講座等の実施、情報提供、生涯学習ポータルサイトの管理運営等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な

		<p>取組を行う。 甲に講座情報等を提供し、集約された圏域の情報を乙の住民に提供する。 講座等の実施、情報提供等について、応分の経費を負担する。</p>
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイパルにおいて、乙の児童生徒の団体での観覧、体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し、情報提供を行う。
大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進	取組の内容	地域の成り立ちと人々との関係性を学び、地域社会の持続可能な仕組みを構築するため、大雪山カムイミントラジオパーク構想を推進する。
	甲の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会の運営について中心的な役割を担い、普及啓発事業等を企画・実施する。
	乙の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会に参加し、乙の区域におけるジオサイトの発掘、普及啓発事業等を実施する。

エ 地域振興

企業誘致推進事業	取組の内容	圏域における雇用の拡大と産業振興を図るため、旭川地域産業活性化協議会を組織する圏域自治体が、東京都に事務所を設置し、企業誘致に関する情報の収集及び発信を行うなど、共同して企業誘致活動を実施するとともに、人材育成事業の実施を通じて誘致企業への雇用を促進する。
	甲の役割	旭川地域産業活性化協議会の運営について中心的な役割を担い、企業誘致及び産業振興を図るため圏域の誘致活動に関する情報の収集及び発信並びに人材育成に取り組む。

	乙の役割	旭川地域産業活性化協議会に参加し、企業誘致及び産業振興を図るための活動に取り組む。
農業生産技術等 情報共有事業	取組の内容	圏域の農業の振興に資するため、農業生産技術等に関する情報の共有を図る。
	甲の役割	旭川市農業センターにおける試験研究に関する情報を乙に提供する。
	乙の役割	乙の区域における農業生産技術等に関する情報を甲に提供する。
キャンプ場の ネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため、キャンプ場についてのネットワークを形成し、キャンプ場、周辺の自然、アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。情報発信において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において、甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。 被災自治体に対する物資・資機材の提供、職員の派遣、広域的な避難等、災害時における相互応援体制の構築を進める。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、甲と協力して取り組む。

カ 環境

大雪山国立公園 の世界自然遺産 への登録活動事 業	取組の内容	圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。
	甲の役割	大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。

	乙の役割	環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を実施する。
森林環境を活用した事業	取組の内容	圏域の豊かな森林資源、林業等の魅力を発信し、圏域住民の理解を深めるとともに、担い手確保に取り組むことにより、圏域の森林資源の活用や森林の整備を促進する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を企画・実施する。 圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会の運営について中心的な役割を担い、学院を支援する。
	乙の役割	圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を実施する。 圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会に参加し、学院を支援する。
し尿等処理施設の広域的利活用	取組の内容	環境への負荷を軽減し、循環型社会の形成を目指すため、し尿等処理施設の広域的利活用により、一括して圏域内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、今後の処理量に見合う処理能力への改善や処理方法の変更等を行う。
	甲の役割	し尿等処理施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出されるし尿等の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、施設・設備を整備する。
	乙の役割	甲のし尿等処理施設の管理運営、し尿等の処理等に対し、応分の経費を負担する。
ごみ焼却処理施設の広域的利活用	取組の内容	ごみの広域的処理の観点や環境的側面を考慮し、甲のごみ焼却処理施設の広域的利活用により、可燃ごみの焼却処理を行う。 圏域に見合うごみ処理に係る広域化システムの検討を進める。
	甲の役割	ごみ焼却処理施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される可燃ごみの焼却処理を行う。 上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会の運営について中心的な役割を担い、ごみ処理に係る広域化システムの検討を進める。
	乙の役割	甲のごみ焼却処理施設の管理運営、焼却処理等に対し、応分の経費を負担する。 上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会に参加し、ごみ処理に係る広域化システムの検討を進める。
動物の愛護及び管理	取組の内容	人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため、圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する

		取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地場産品発掘普及事業	取組の内容	地場産品の振興と地産地消の推進を図るため、圏域内の事業者に対して既存商品の発掘等を通じた販路拡大を支援するとともに、各種イベントへの出展やホームページの活用等により圏域内外へ情報を発信する。
	甲の役割	地場産品の情報や圏域内外で実施されるイベント、物産展等の情報を集約し、乙に提供するなど、圏域内外への販路拡大に向けて連絡調整を行う。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に乙と連携して取り組む。
	乙の役割	地場産品の発掘に取り組むとともに、地場産品をPRできるイベント等の情報と併せて甲に情報提供する。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に甲と連携して取り組むとともに、イベント等への出展に係る応分の経費を負担する。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。
	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

ウ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

水道施設の共同使用	取組の内容	浄水施設の共同使用により、水道水を供給する。
	甲の役割	浄水施設を管理運営し、安全な水道水を供給する。

	乙の役割	甲の浄水施設の管理運営に対し、応分の経費を負担する。
広域下水道施設の共同使用	取組の内容	共同施設（処理場・ポンプ場・管渠）により、一括して汚水を処理する。
	甲の役割	共同施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される汚水を処理する。
	乙の役割	共同施設の建設、管理運営、汚水処理等に対し、応分の経費を負担する。
消防の広域化	取組の内容	消防体制の強化を図るため、消防を広域化する。
	甲の役割	乙から消防事務の委託を受け、当該事務を管理し、及び執行する。
	乙の役割	甲に消防事務を委託する。 甲の消防事務の管理及び執行に対し、応分の経費を負担する。
公共施設の相互利用の促進	取組の内容	圏域自治体の公共施設について、利活用の促進や効果的な情報発信を図るため、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用するとともに、相互利用を促進するため、体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化に向けて検討する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、乙と協力して検討する。
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、甲と協力して検討する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域自治体職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。

		必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。	
--	--	-----------------------	--

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

東神楽町との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更等）

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならぬ。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町
東神楽町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

創業支援事業	取組の内容	圏域における経済の活性化と雇用の確保を図るため、甲の区域にある創業支援事業者等との連携により、圏域内の創業希望者に対し、窓口相談、創業セミナー等の実施、インキュベーション施設の提供等の創業に係る総合的な支援を行う。
	甲の役割	甲の区域内の創業希望者からの初期の相談対応、特定創業支援等事業に係る支援を受けた者であることの証明等を行うとともに、創業支援事業者等と連携して総合的な創業支援体制を構築する。
	乙の役割	乙の区域内の創業希望者からの初期の相談対応、特定創業支援等事業に係る支援を受けた者であることの証明等を行う。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し、支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

(2) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を整備・活用し、観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて、甲に対し、情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当

		たり，甲と協力して取り組む。
--	--	----------------

(3) その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング 促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し，圏域の求職者及び企業に対し，実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに，高校生等に対し，地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため，甲の中心市街地において，eスポーツ拠点，プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し，圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに，eスポーツをきっかけとして若者が集い，新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や，観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民，観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し，利用を促進するとともに，ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民，観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し，利用を促進するとともに，乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため，隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し，調査，検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け，利用実態調査，利用者意見の収集，利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに，民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し，公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。

	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
旭川空港の利用拡大	取組の内容	旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。
	甲の役割	旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。
	乙の役割	旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。
鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	甲の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	乙の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。 甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制

		で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

イ 福祉

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
子育て支援員の養成	取組の内容	圏域の保育や子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした旭川市子育て支援員研修を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する子育て支援員研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
消費生活相談事業	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問合せを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。
	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育・文化・スポーツ

多様な生涯学習 機会の拡充	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、圏域自治体を実施する生涯学習講座の相互情報提供を行うとともに、圏域住民を対象とする広域的な講座等を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 圏域の講座情報等を集約し、圏域住民に情報を提供する。 講座等の実施、情報提供、生涯学習ポータルサイトの管理運営等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な

		<p>取組を行う。 甲に講座情報等を提供し、集約された圏域の情報を乙の住民に提供する。 講座等の実施、情報提供等について、応分の経費を負担する。</p>
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイパルにおいて、乙の児童生徒の団体での観覧、体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し、情報提供を行う。
大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進	取組の内容	地域の成り立ちと人々との関係性を学び、地域社会の持続可能な仕組みを構築するため、大雪山カムイミントラジオパーク構想を推進する。
	甲の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会の運営について中心的な役割を担い、普及啓発事業等を企画・実施する。
	乙の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会に参加し、乙の区域におけるジオサイトの発掘、普及啓発事業等を実施する。

エ 地域振興

企業誘致推進事業	取組の内容	圏域における雇用の拡大と産業振興を図るため、旭川地域産業活性化協議会を組織する圏域自治体が、東京都に事務所を設置し、企業誘致に関する情報の収集及び発信を行うなど、共同して企業誘致活動を実施するとともに、人材育成事業の実施を通じて誘致企業への雇用を促進する。
	甲の役割	旭川地域産業活性化協議会の運営について中心的な役割を担い、企業誘致及び産業振興を図るため圏域の誘致活動に関する情報の収集及び発信並びに人材育成に取り組む。

	乙の役割	旭川地域産業活性化協議会に参加し、企業誘致及び産業振興を図るための活動に取り組む。
農業生産技術等 情報共有事業	取組の内容	圏域の農業の振興に資するため、農業生産技術等に関する情報の共有を図る。
	甲の役割	旭川市農業センターにおける試験研究に関する情報を乙に提供する。
	乙の役割	乙の区域における農業生産技術等に関する情報を甲に提供する。
キャンプ場の ネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため、キャンプ場についてのネットワークを形成し、キャンプ場、周辺の自然、アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。情報発信において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において、甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。 被災自治体に対する物資・資機材の提供、職員の派遣、広域的な避難等、災害時における相互応援体制の構築を進める。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、甲と協力して取り組む。

カ 環境

大雪山国立公園の 世界自然遺産への 登録活動事業	取組の内容	圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。
	甲の役割	大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。

	乙の役割	環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を実施する。
森林環境を活用した事業	取組の内容	圏域の豊かな森林資源、林業等の魅力を発信し、圏域住民の理解を深めるとともに、担い手確保に取り組むことにより、圏域の森林資源の活用や森林の整備を促進する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を企画・実施する。 圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会の運営について中心的な役割を担い、学院を支援する。
	乙の役割	圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を実施する。 圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会に参加し、学院を支援する。
し尿等処理施設の広域的利活用	取組の内容	環境への負荷を軽減し、循環型社会の形成を目指すため、し尿等処理施設の広域的利活用により、一括して圏域内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、今後の処理量に見合う処理能力への改善や処理方法の変更等を行う。
	甲の役割	し尿等処理施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出されるし尿等の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、施設・設備を整備する。
	乙の役割	甲のし尿等処理施設の管理運営、し尿等の処理等に対し、応分の経費を負担する。
動物の愛護及び管理	取組の内容	人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため、圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地場産品発掘普及事業	取組の内容	地場産品の振興と地産地消の推進を図るため、圏域内の事業者に対して既存商品の発掘等を通じた販路拡大を支援するとともに、各種イベントへの出展やホームページの活用等により圏域内外へ情報を発信する。
	甲の役割	地場産品の情報や圏域内外で実施されるイベント、物産展等の情報を集約し、乙に提供するなど、圏域内外へ

		の販路拡大に向けて連絡調整を行う。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に乙と連携して取り組む。
	乙の役割	地場産品の発掘に取り組むとともに、地場産品をPRできるイベント等の情報と併せて甲に情報提供する。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に甲と連携して取り組むとともに、イベント等への出展に係る応分の経費を負担する。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。
	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

ウ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

水道施設の共同使用	取組の内容	浄水施設の共同使用により、水道水を供給する。
	甲の役割	浄水施設を管理運営し、安全な水道水を供給する。
	乙の役割	甲の浄水施設の管理運営に対し、応分の経費を負担する。
広域下水道施設の共同使用	取組の内容	共同施設（処理場・ポンプ場・管渠）により、一括して汚水を処理する。
	甲の役割	共同施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される汚水を処理する。
	乙の役割	共同施設の建設、管理運営、汚水処理等に対し、応分の経費を負担する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事 交流	取組の内容	圏域自治体職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

当麻町との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更等）

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならぬ。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

乙 当麻町
当麻町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため，一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下，圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに，あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして，デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し，支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに，当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し，当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し，一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

(2) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し，潜在型観光を促進するため，広域観光ホームページによる情報発信，圏域の観光施設等を整備・活用し，観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて，甲に対し，情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，甲と協力して取り組む。

(3) その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し，圏域の求職者及び企業に対し，実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに，高校生等に対し，地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する

		情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
旭川空港の利用拡大	取組の内容	旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。
	甲の役割	旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。
	乙の役割	旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。

鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	甲の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	乙の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。 甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実

		施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
--	--	--------------------------

イ 福祉

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
子育て支援員の養成	取組の内容	圏域の保育や子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした旭川市子育て支援員研修を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する子育て支援員研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
消費生活相談事業	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問合せを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。

	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育・文化・スポーツ

不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイバルにおいて、乙の児童生徒の団体での観覧、体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し、情報提供を行う。

エ 地域振興

キャンプ場のネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため、キャンプ場についてのネットワークを形成し、キャンプ場、周辺の自然、アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。情報発信において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において、甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。 被災自治体に対する物資・資機材の提供、職員の派遣、広域的な避難等、災害時における相互応援体制の構築を進める。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、甲と協力して取り組む。

カ 環境

大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業	取組の内容	圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。
	甲の役割	大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。
	乙の役割	環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を実施する。
動物の愛護及び管理	取組の内容	人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため、圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を企画・実施する。

	乙の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。
--	------	--------------------------------

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。
	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

イ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

広域下水道施設の共同使用	取組の内容	共同施設（処理場・ポンプ場・管渠）により、一括して汚水を処理する。
	甲の役割	共同施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される汚水を処理する。
	乙の役割	共同施設の建設、管理運営、汚水処理等に対し、応分の経費を負担する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域自治体職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

比布町との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更等）

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならぬ。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡比布町北町1丁目2番1号

乙 比布町
比布町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため，一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下，圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに，あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして，デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し，支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに，当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し，当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し，一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

(2) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し，潜在型観光を促進するため，広域観光ホームページによる情報発信，圏域の観光施設等を整備・活用し，観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて，甲に対し，情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，甲と協力して取り組む。

(3) その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し，圏域の求職者及び企業に対し，実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに，高校生等に対し，地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する

		情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
旭川空港の利用拡大	取組の内容	旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。
	甲の役割	旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。
	乙の役割	旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。

鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	甲の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	乙の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。 甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実

		施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
--	--	--------------------------

イ 福祉

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
子育て支援員の養成	取組の内容	圏域の保育や子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした旭川市子育て支援員研修を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する子育て支援員研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
消費生活相談事業	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問合せを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。

	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育・文化・スポーツ

多様な生涯学習機会の拡充	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、圏域自治体を実施する生涯学習講座の相互情報提供を行うとともに、圏域住民を対象とする広域的な講座等を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 圏域の講座情報等を集約し、圏域住民に情報を提供する。 講座等の実施、情報提供、生涯学習ポータルサイトの管理運営等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 甲に講座情報等を提供し、集約された圏域の情報を乙の住民に提供する。 講座等の実施、情報提供等について、応分の経費を負担する。
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。

図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイバルにおいて、乙の児童生徒の団体での観覧、体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し、情報提供を行う。
大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進	取組の内容	地域の成り立ちと人々との関係性を学び、地域社会の持続可能な仕組みを構築するため、大雪山カムイミントラジオパーク構想を推進する。
	甲の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会の運営について中心的な役割を担い、普及啓発事業等を企画・実施する。
	乙の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会に参加し、乙の区域におけるジオサイトの発掘、普及啓発事業等を実施する。
スポーツ大会等の誘致	取組の内容	圏域のスポーツ推進や競技力の向上を図るため、単独では実施が困難な国際・全国規模のスポーツ大会、大規模イベント、合宿等の誘致及び受入れに関して、圏域自治体がそれぞれの特性を活かして相互に連携、情報の共有等を行う。
	甲の役割	スポーツ大会や大規模イベント、合宿等の受入れに関して、圏域内の連絡調整や情報集約を行う。 乙とスポーツ合宿の受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。
	乙の役割	スポーツ大会や大規模イベント、合宿等の受入れに関して、甲に対して情報を提供する。 甲とスポーツ合宿の受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。

エ 地域振興

キャンプ場のネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため、キャンプ場についてのネットワークを形成し、キャンプ場、周辺の自然、アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。 情報発信において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において、甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	<p>圏域内の防災体制の連携，充実を図るため，防災計画等の情報を共有し，職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。</p> <p>被災自治体に対する物資・資機材の提供，職員の派遣，広域的な避難等，災害時における相互応援体制の構築を進める。</p>
	甲の役割	<p>圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。</p> <p>圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。</p> <p>計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか，災害時における相互応援体制の構築に向け，連絡調整を行う。</p>
	乙の役割	<p>圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。</p> <p>甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し，応分の経費を負担する。</p> <p>計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか，災害時における相互応援体制の構築に向け，甲と協力して取り組む。</p>

カ 環境

大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業	取組の内容	<p>圏域の環境，景観を保全するため，大雪山国立公園の登山道整備やトイレ，避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに，圏域住民へのPR活動をするなど，大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。</p>
	甲の役割	<p>大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり，会場のあっせん，広報等の連絡調整を行う。</p>
	乙の役割	<p>環境整備事業や美化活動を実施するとともに，圏域の自然環境の魅力PR事業を実施する。</p>
森林環境を活用した事業	取組の内容	<p>圏域の豊かな森林資源，林業等の魅力を発信し，圏域住民の理解を深めるとともに，担い手確保に取り組むことにより，圏域の森林資源の活用や森林の整備を促進する。</p>
	甲の役割	<p>圏域住民を対象とした森林資源，林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を企画・実施する。</p> <p>圏域の林業の担い手確保のため，北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会の運営について中心的な役割を担い，学院を支援する。</p>
	乙の役割	<p>圏域住民を対象とした森林資源，林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を実施する。</p> <p>圏域の林業の担い手確保のため，北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会に参加し，学院を支援する。</p>
動物の愛護及び管理	取組の内容	<p>人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため，圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行</p>

		う。
	甲の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地場産品発掘普及事業	取組の内容	地場産品の振興と地産地消の推進を図るため、圏域内の事業者に対して既存商品の発掘等を通じた販路拡大を支援するとともに、各種イベントへの出展やホームページの活用等により圏域内外へ情報を発信する。
	甲の役割	地場産品の情報や圏域内外で実施されるイベント、物産展等の情報を集約し、乙に提供するなど、圏域内外への販路拡大に向けて連絡調整を行う。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に乙と連携して取り組む。
	乙の役割	地場産品の発掘に取り組むとともに、地場産品をPRできるイベント等の情報と併せて甲に情報提供する。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に甲と連携して取り組むとともに、イベント等への出展に係る応分の経費を負担する。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。
	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

ウ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

広域下水道施設の共同使用	取組の内容	共同施設（処理場・ポンプ場・管渠）により，一括して汚水を処理する。
	甲の役割	共同施設を管理運営し，甲及び乙の区域において排出される汚水を処理する。
	乙の役割	共同施設の建設，管理運営，汚水処理等に対し，応分の経費を負担する。
公共施設の相互利用の促進	取組の内容	圏域自治体の公共施設について，利活用の促進や効果的な情報発信を図るため，甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用するとともに，相互利用を促進するため，体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に，住民の利用条件の統一化に向けて検討する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し，乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し，圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に，住民の利用条件の統一化について，乙と協力して検討する。
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し，圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に，住民の利用条件の統一化について，甲と協力して検討する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域自治体職員の資質の向上を図るため，合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に，乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて，職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに，必要に応じて，費用の一部を負担する。 必要に応じて，職員の圏域内人事交流を行う。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

愛別町との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と愛別町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更等）

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならぬ。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡愛別町字本町179番地

乙 愛別町
愛別町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため，一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下，圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに，あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして，デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し，支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに，当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し，当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し，一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

(2) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し，潜在型観光を促進するため，広域観光ホームページによる情報発信，圏域の観光施設等を整備・活用し，観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて，甲に対し，情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，甲と協力して取り組む。

(3) その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し，圏域の求職者及び企業に対し，実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに，高校生等に対し，地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する

		情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
旭川空港の利用拡大	取組の内容	旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。
	甲の役割	旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。
	乙の役割	旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。

鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	甲の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	乙の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。 甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実

		施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
--	--	--------------------------

イ 福祉

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
子育て支援員の養成	取組の内容	圏域の保育や子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした旭川市子育て支援員研修を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する子育て支援員研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
消費生活相談事業	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問合せを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。

	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育・文化・スポーツ

多様な生涯学習機会の拡充	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、圏域自治体を実施する生涯学習講座の相互情報提供を行うとともに、圏域住民を対象とする広域的な講座等を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 圏域の講座情報等を集約し、圏域住民に情報を提供する。 講座等の実施、情報提供、生涯学習ポータルサイトの管理運営等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 甲に講座情報等を提供し、集約された圏域の情報を乙の住民に提供する。 講座等の実施、情報提供等について、応分の経費を負担する。
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。

図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイパルにおいて、乙の児童生徒の団体での観覧、体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し、情報提供を行う。
大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進	取組の内容	地域の成り立ちと人々との関係性を学び、地域社会の持続可能な仕組みを構築するため、大雪山カムイミントラジオパーク構想を推進する。
	甲の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会の運営について中心的な役割を担い、普及啓発事業等を企画・実施する。
	乙の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会に参加し、乙の区域におけるジオサイトの発掘、普及啓発事業等を実施する。

エ 地域振興

キャンプ場のネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため、キャンプ場についてのネットワークを形成し、キャンプ場、周辺の自然、アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。情報発信において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において、甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。 被災自治体に対する物資・資機材の提供、職員の派遣、広域的な避難等、災害時における相互応援体制の構築を進める。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。

	乙の役割	<p>圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。</p> <p>甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。</p> <p>計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、甲と協力して取り組む。</p>
--	------	---

カ 環境

大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業	取組の内容	<p>圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。</p>
	甲の役割	<p>大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。</p>
	乙の役割	<p>環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を実施する。</p>
森林環境を活用した事業	取組の内容	<p>圏域の豊かな森林資源、林業等の魅力を発信し、圏域住民の理解を深めるとともに、担い手確保に取り組むことにより、圏域の森林資源の活用や森林の整備を促進する。</p>
	甲の役割	<p>圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を企画・実施する。</p> <p>圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会の運営について中心的な役割を担い、学院を支援する。</p>
	乙の役割	<p>圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を実施する。</p> <p>圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会に参加し、学院を支援する。</p>
動物の愛護及び管理	取組の内容	<p>人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため、圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。</p>
	甲の役割	<p>圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を企画・実施する。</p>
	乙の役割	<p>圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。</p>

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地場産品発掘普及事業	取組の内容	<p>地場産品の振興と地産地消の推進を図るため、圏域内の事業者に対して既存商品の発掘等を通じた販路拡大を</p>
------------	-------	--

		支援するとともに、各種イベントへの出展やホームページの活用等により圏域内外へ情報を発信する。
	甲の役割	地場産品の情報や圏域内外で実施されるイベント、物産展等の情報を集約し、乙に提供するなど、圏域内外への販路拡大に向けて連絡調整を行う。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に乙と連携して取り組む。
	乙の役割	地場産品の発掘に取り組むとともに、地場産品をPRできるイベント等の情報と併せて甲に情報提供する。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に甲と連携して取り組むとともに、イベント等への出展に係る応分の経費を負担する。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。
	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

ウ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

公共施設の相互利用の促進	取組の内容	圏域自治体の公共施設について、利活用の促進や効果的な情報発信を図るため、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用するとともに、相互利用を促進するため、体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化に向けて検討する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、乙と協力して検討する。
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システム

		<p>に登録情報を提供する。</p> <p>乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。</p> <p>体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、甲と協力して検討する。</p>
--	--	--

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域自治体職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

上川町との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と上川町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更等）

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならぬ。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡上川町南町180番地

乙 上川町
上川町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を整備・活用し、観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて、甲に対し、情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり、甲と協力して取り組む。

(2) その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し、圏域の求職者及び企業に対し、実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに、高校生等に対し、地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに

		関する情報を提供し、利用を促進するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。
--	--	--

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
旭川空港の利用拡大	取組の内容	旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。
	甲の役割	旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。
	乙の役割	旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。
鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	甲の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。

	乙の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。 甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
--	------	---

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

イ 福祉

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
子育て支援員の養成	取組の内容	圏域の保育や子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした旭川市子育て支援員研修を開催する。

	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する子育て支援員研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
消費生活相談事業	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問合せを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。
	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。

		当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
--	--	-------------------------------

ウ 教育・文化・スポーツ

多様な生涯学習 機会の拡充	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、圏域自治体を実施する生涯学習講座の相互情報提供を行うとともに、圏域住民を対象とする広域的な講座等を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 圏域の講座情報等を集約し、圏域住民に情報を提供する。 講座等の実施、情報提供、生涯学習ポータルサイトの管理運営等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 甲に講座情報等を提供し、集約された圏域の情報を乙の住民に提供する。 講座等の実施、情報提供等について、応分の経費を負担する。
不登校児童生徒 の受入機関の共 同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互の ネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における 科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイパルにおいて、乙の児童生徒の団体での観覧、体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し、情報提供を行う。
大雪山カムイミ ンタラジオパー ク構想の推進	取組の内容	地域の成り立ちと人々との関係性を学び、地域社会の持続可能な仕組みを構築するため、大雪山カムイミンタラジオパーク構想を推進する。
	甲の役割	大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会の運営について中心的な役割を担い、普及啓発事業等を企画・実施する。

	乙の役割	大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会に参加し、乙の区域におけるジオサイトの発掘、普及啓発事業等を実施する。
スポーツ大会等の誘致	取組の内容	圏域のスポーツ推進や競技力の向上を図るため、単独では実施が困難な国際・全国規模のスポーツ大会、大規模イベント、合宿等の誘致及び受入れに関して、圏域自治体がそれぞれの特性を活かして相互に連携、情報の共有等を行う。
	甲の役割	スポーツ大会や大規模イベント、合宿等の受入れに関して、圏域内の連絡調整や情報集約を行う。 乙とスポーツ合宿の受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。
	乙の役割	スポーツ大会や大規模イベント、合宿等の受入れに関して、甲に対して情報を提供する。 甲とスポーツ合宿の受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。

エ 地域振興

キャンプ場のネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため、キャンプ場についてのネットワークを形成し、キャンプ場、周辺の自然、アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。 情報発信において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において、甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。 被災自治体に対する物資・資機材の提供、職員の派遣、広域的な避難等、災害時における相互応援体制の構築を進める。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、甲と協力して取り組む。

カ 環境

大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業	取組の内容	圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。
	甲の役割	大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。
	乙の役割	環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を実施する。
森林環境を活用した事業	取組の内容	圏域の豊かな森林資源、林業等の魅力を発信し、圏域住民の理解を深めるとともに、担い手確保に取り組むことにより、圏域の森林資源の活用や森林の整備を促進する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を企画・実施する。 圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会の運営について中心的な役割を担い、学院を支援する。
	乙の役割	圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を実施する。 圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会に参加し、学院を支援する。
し尿等処理施設の広域的利活用	取組の内容	環境への負荷を軽減し、循環型社会の形成を目指すため、し尿等処理施設の広域的利活用により、一括して圏域内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、今後の処理量に見合う処理能力への改善や処理方法の変更等を行う。
	甲の役割	し尿等処理施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出されるし尿等の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、施設・設備を整備する。
	乙の役割	甲のし尿等処理施設の管理運営、し尿等の処理等に対し、応分の経費を負担する。
動物の愛護及び管理	取組の内容	人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため、圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地場産品発掘普及事業	取組の内容	地場産品の振興と地産地消の推進を図るため、圏域内の事業者に対して既存商品の発掘等を通じた販路拡大を支援するとともに、各種イベントへの出展やホームページの活用等により圏域内外へ情報を発信する。
	甲の役割	地場産品の情報や圏域内外で実施されるイベント、物産展等の情報を集約し、乙に提供するなど、圏域内外への販路拡大に向けて連絡調整を行う。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に乙と連携して取り組む。
	乙の役割	地場産品の発掘に取り組むとともに、地場産品をPRできるイベント等の情報と併せて甲に情報提供する。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に甲と連携して取り組むとともに、イベント等への出展に係る応分の経費を負担する。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。
	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
国際交流の推進	取組の内容	圏域における国際交流及び国際理解の推進のため、圏域自治体間で情報共有を進めるとともに、文化、教育、観光、スポーツ等の幅広い分野での交流等を行う。
	甲の役割	圏域自治体間の調整を行うとともに、地域資源の相互活用等を行う。
	乙の役割	甲へ情報を提供するとともに、地域資源の相互活用等を行う。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

ウ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

消防の広域化	取組の内容	消防体制の強化を図るため、消防を広域化する。
	甲の役割	乙から消防事務の委託を受け、当該事務を管理し、及び執行する。
	乙の役割	甲に消防事務を委託する。 甲の消防事務の管理及び執行に対し、応分の経費を負担する。
公共施設の相互利用の促進	取組の内容	圏域自治体の公共施設について、利活用の促進や効果的な情報発信を図るため、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用するとともに、相互利用を促進するため、体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化に向けて検討する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、乙と協力して検討する。
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、甲と協力して検討する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域自治体職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

東川町との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及びに甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更等）

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡東川町東町1丁目16番1号

乙 東川町
東川町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

創業支援事業	取組の内容	圏域における経済の活性化と雇用の確保を図るため、甲の区域にある創業支援事業者等との連携により、圏域内の創業希望者に対し、窓口相談、創業セミナー等の実施、インキュベーション施設の提供等の創業に係る総合的な支援を行う。
	甲の役割	甲の区域内の創業希望者からの初期の相談対応、特定創業支援等事業に係る支援を受けた者であることの証明等を行うとともに、創業支援事業者等と連携して総合的な創業支援体制を構築する。
	乙の役割	乙の区域内の創業希望者からの初期の相談対応、特定創業支援等事業に係る支援を受けた者であることの証明等を行う。
地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し、支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

(2) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を整備・活用し、観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて、甲に対し、情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当

		たり，甲と協力して取り組む。
--	--	----------------

(3) その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング 促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し，圏域の求職者及び企業に対し，実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに，高校生等に対し，地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため，甲の中心市街地において，eスポーツ拠点，プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し，圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに，eスポーツをきっかけとして若者が集い，新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や，観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民，観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し，利用を促進するとともに，ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民，観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し，利用を促進するとともに，乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため，隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し，調査，検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け，利用実態調査，利用者意見の収集，利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに，民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し，公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。

	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
旭川空港の利用拡大	取組の内容	旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。
	甲の役割	旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。
	乙の役割	旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。
鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	甲の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	乙の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。 甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制

		で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

イ 福祉

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
子育て支援員の養成	取組の内容	圏域の保育や子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした旭川市子育て支援員研修を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する子育て支援員研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
消費生活相談事業	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問合せを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。
	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育・文化・スポーツ

多様な生涯学習 機会の拡充	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、圏域自治体を実施する生涯学習講座の相互情報提供を行うとともに、圏域住民を対象とする広域的な講座等を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 圏域の講座情報等を集約し、圏域住民に情報を提供する。 講座等の実施、情報提供、生涯学習ポータルサイトの管理運営等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な

		<p>取組を行う。</p> <p>甲に講座情報等を提供し、集約された圏域の情報を乙の住民に提供する。</p> <p>講座等の実施、情報提供等について、応分の経費を負担する。</p>
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイパルにおいて、乙の児童生徒の団体での観覧、体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し、情報提供を行う。
大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進	取組の内容	地域の成り立ちと人々との関係性を学び、地域社会の持続可能な仕組みを構築するため、大雪山カムイミントラジオパーク構想を推進する。
	甲の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会の運営について中心的な役割を担い、普及啓発事業等を企画・実施する。
	乙の役割	大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会に参加し、乙の区域におけるジオサイトの発掘、普及啓発事業等を実施する。
スポーツ大会等の誘致	取組の内容	圏域のスポーツ推進や競技力の向上を図るため、単独では実施が困難な国際・全国規模のスポーツ大会、大規模イベント、合宿等の誘致及び受入れに関して、圏域自治体がそれぞれの特性を活かして相互に連携、情報の共有等を行う。
	甲の役割	スポーツ大会や大規模イベント、合宿等の受入れに関して、圏域内の連絡調整や情報集約を行う。 乙とスポーツ合宿の受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。
	乙の役割	スポーツ大会や大規模イベント、合宿等の受入れに関して、甲に対して情報を提供する。 甲とスポーツ合宿の受入体制の充実に向けた調査研究

		及び環境の整備を行う。
--	--	-------------

エ 地域振興

企業誘致推進事業	取組の内容	圏域における雇用の拡大と産業振興を図るため、旭川地域産業活性化協議会を組織する圏域自治体が、東京都に事務所を設置し、企業誘致に関する情報の収集及び発信を行うなど、共同して企業誘致活動を実施するとともに、人材育成事業の実施を通じて誘致企業への雇用を促進する。
	甲の役割	旭川地域産業活性化協議会の運営について中心的な役割を担い、企業誘致及び産業振興を図るため圏域の誘致活動に関する情報の収集及び発信並びに人材育成に取り組む。
	乙の役割	旭川地域産業活性化協議会に参加し、企業誘致及び産業振興を図るための活動に取り組む。
キャンプ場のネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため、キャンプ場についてのネットワークを形成し、キャンプ場、周辺の自然、アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。情報発信において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において、甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。 被災自治体に対する物資・資機材の提供、職員の派遣、広域的な避難等、災害時における相互応援体制の構築を進める。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、甲と協力して取り組む。

カ 環境

大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業	取組の内容	圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。
	甲の役割	大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。
	乙の役割	環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を実施する。
森林環境を活用した事業	取組の内容	圏域の豊かな森林資源、林業等の魅力を発信し、圏域住民の理解を深めるとともに、担い手確保に取り組むことにより、圏域の森林資源の活用や森林の整備を促進する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を企画・実施する。 圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会の運営について中心的な役割を担い、学院を支援する。
	乙の役割	圏域住民を対象とした森林資源、林業等の魅力を発信するイベントや普及啓発活動を実施する。 圏域の林業の担い手確保のため、北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会に参加し、学院を支援する。
し尿等処理施設の広域的利活用	取組の内容	環境への負荷を軽減し、循環型社会の形成を目指すため、し尿等処理施設の広域的利活用により、一括して圏域内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、今後の処理量に見合う処理能力への改善や処理方法の変更等を行う。
	甲の役割	し尿等処理施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出されるし尿等の処理を行う。 施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、施設・設備を整備する。
	乙の役割	甲のし尿等処理施設の管理運営、し尿等の処理等に対し、応分の経費を負担する。
動物の愛護及び管理	取組の内容	人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため、圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地場産品発掘普及事業	取組の内容	地場産品の振興と地産地消の推進を図るため、圏域内の事業者に対して既存商品の発掘等を通じた販路拡大を支援するとともに、各種イベントへの出展やホームページの活用等により圏域内外へ情報を発信する。
	甲の役割	地場産品の情報や圏域内外で実施されるイベント、物産展等の情報を集約し、乙に提供するなど、圏域内外への販路拡大に向けて連絡調整を行う。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に乙と連携して取り組む。
	乙の役割	地場産品の発掘に取り組むとともに、地場産品をPRできるイベント等の情報と併せて甲に情報提供する。 各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に甲と連携して取り組むとともに、イベント等への出展に係る応分の経費を負担する。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。
	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
国際交流の推進	取組の内容	圏域における国際交流及び国際理解の推進のため、圏域自治体間で情報共有を進めるとともに、文化、教育、観光、スポーツ等の幅広い分野での交流等を行う。
	甲の役割	圏域自治体間の調整を行うとともに、地域資源の相互活用等を行う。
	乙の役割	甲へ情報を提供するとともに、地域資源の相互活用等を行う。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

ウ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

広域下水道施設の共同使用	取組の内容	共同施設（処理場・ポンプ場・管渠）により、一括して汚水を処理する。
--------------	-------	-----------------------------------

	甲の役割	共同施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される汚水を処理する。
	乙の役割	共同施設の建設、管理運営、汚水処理等に対し、応分の経費を負担する。
公共施設の相互利用の促進	取組の内容	圏域自治体の公共施設について、利活用の促進や効果的な情報発信を図るため、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用するとともに、相互利用を促進するため、体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化に向けて検討する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、乙と協力して検討する。
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、甲と協力して検討する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域自治体職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

美瑛町との間において、次のとおり連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更等）

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならぬ。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町
美瑛町長

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため，一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下，圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに，あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして，デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し，支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに，当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し，当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し，一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

(2) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し，潜在型観光を促進するため，広域観光ホームページによる情報発信，圏域の観光施設等を整備・活用し，観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて，甲に対し，情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，甲と協力して取り組む。

(3) その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し，圏域の求職者及び企業に対し，実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに，高校生等に対し，地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する

		情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
旭川空港の利用拡大	取組の内容	旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。
	甲の役割	旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。
	乙の役割	旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。

鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	甲の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	乙の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。 甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実

		施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
--	--	--------------------------

イ 福祉

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
子育て支援員の養成	取組の内容	圏域の保育や子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした旭川市子育て支援員研修を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する子育て支援員研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。
	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報

		を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育・文化・スポーツ

多様な生涯学習機会の拡充	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、圏域自治体を実施する生涯学習講座の相互情報提供を行うとともに、圏域住民を対象とする広域的な講座等を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 圏域の講座情報等を集約し、圏域住民に情報を提供する。 講座等の実施、情報提供、生涯学習ポータルサイトの管理運営等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 甲に講座情報等を提供し、集約された圏域の情報を乙の住民に提供する。 講座等の実施、情報提供等について、応分の経費を負担する。
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイパルにおいて、乙の児童生徒の団体

		での観覧，体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し，情報提供を行う。

エ 地域振興

キャンプ場のネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため，キャンプ場についてのネットワークを形成し，キャンプ場，周辺の自然，アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。情報発信において，乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において，甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携，充実を図るため，防災計画等の情報を共有し，職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。 被災自治体に対する物資・資機材の提供，職員の派遣，広域的な避難等，災害時における相互応援体制の構築を進める。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか，災害時における相互応援体制の構築に向け，連絡調整を行う。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し，応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか，災害時における相互応援体制の構築に向け，甲と協力して取り組む。

カ 環境

し尿等処理施設の広域的利活用	取組の内容	環境への負荷を軽減し，循環型社会の形成を目指すため，し尿等処理施設の広域的利活用により，一括して圏域内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。 施設の延命化を考慮し，効率的で安定した処理を行うため，今後の処理量に見合う処理能力への改善や処理方法の変更等を行う。
	甲の役割	し尿等処理施設を管理運営し，甲及び乙の区域において排出されるし尿等の処理を行う。 施設の延命化を考慮し，効率的で安定した処理を行うため，施設・設備を整備する。
	乙の役割	甲のし尿等処理施設の管理運営，し尿等の処理等に対し，応分の経費を負担する。

動物の愛護及び管理	取組の内容	人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため、圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。
	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

イ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

公共施設の相互利用の促進	取組の内容	圏域自治体の公共施設について、利活用の促進や効果的な情報発信を図るため、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用するとともに、相互利用を促進するため、体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化に向けて検討する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、乙と協力して検討する。
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報

		<p>を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、甲と協力して検討する。</p>
--	--	---

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域自治体職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。

定住自立圏形成協定の廃止について

令和4年3月31日限り、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町との定住自立圏形成協定を廃止する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津 寛 介

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
874,500円	令和3年11月10日	令和3年8月30日 旭川市豊岡7条1丁目	市 100%

